

## 電気通信大学保健管理センター長選考規程

昭和45年 9月 2日

改正

昭和47年 9月 6日

平成 5年 2月17日

平成 6年12月21日

平成 7年 4月 1日

平成13年 4月 1日

平成16年 4月 1日

平成20年 4月 1日

平成22年 4月20日

平成24年 5月22日

平成28年 3月23日

平成31年 3月18日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学保健管理センター規程第5条第3項の規定に基づき、電気通信大学保健管理センター長（以下「センター長」という。）の選考について定めるものとする。

(選考方法)

第2条 センター長は、電気通信大学保健管理センター長選考委員会（以下「選考委員会」という。）の議を経て、学長が選考する。

(選考委員会)

第3条 選考委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長が指名した理事又は職員
- (2) 情報理工学域長
- (3) 大学院情報理工学研究科長
- (4) 大学院情報理工学研究科の各専攻（共同サステイナビリティ研究専攻を除く。）から選出された専任の教授 各1人
- (5) センター専任の教授

2 前項に掲げる者がセンター長である場合は、委員から除くものとする。

3 選考委員会に委員長を置き、委員の互選による。

(選出)

第4条 選考委員会は、次の各号に掲げる場合は、センター長候補者を選出しなければならない。

- (1) センター長の任期が満了したとき。
- (2) センター長の辞任が認められたとき。
- (3) センター長が欠員になったとき。

(任期)

第5条 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター長の意見陳述)

第6条 センター長は、委員長の要請に応じ委員会に出席し、意見を述べることができる。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、センター長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和45年9月2日から施行する。

附 則

この規則は、昭和47年9月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年2月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成6年12月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。